



2022年5月20日

各 位

会 社 名 株式会社フュートレック
代表者名 代表取締役社長 西田 明弘
(コード 2468 東証スタンダード市場)
問合せ先 管理部長 秦 真一郎
(TEL 06-4806-3112)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、2022年6月21日開催予定の第22期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定(株主総会資料の電子提供制度の創設等の一部の改正)が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなるため、次のとおり当社定款を一部変更するものです。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものです。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することが出来るようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものです。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則として変更案第42条(電子提供措置等に関する経過措置)を新設するものです。なお、本条は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2022年6月21日(火)
定款変更の効力発生日(予定)	2022年6月21日(火)

以上

【別紙】 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="359 488 587 519">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="165 589 783 669"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="165 687 783 1068">第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="435 1135 512 1167">(新設)</p> <p data-bbox="443 1637 504 1668">附則</p> <p data-bbox="435 1736 512 1767">(新設)</p>	<p data-bbox="1007 488 1235 519">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="1082 589 1158 620">(削除)</p> <p data-bbox="823 1135 1059 1167"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="810 1187 1428 1317">第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="895 1337 1428 1565">2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="1090 1637 1150 1668">附則</p> <p data-bbox="823 1736 1283 1767"><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="810 1787 1428 2110">第42条 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から</p>

現行定款	変更案
	<p><u>効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>